

(参考様式1—2)

事前点検シート

ふりがな	きょうとふかめおかし	ふりがな	かめおかちゅうぶちくかつせいかけいかく
計画主体名	京都府亀岡市	活性化計画名	亀岡中部地区活性化計画
計画期間 事業実施期間	令和4年度～令和6年度 令和4年度	総事業費（交付金）	48,765千円（18,493千円）
活性化計画目標	地域産物の販売額の増加 53,100千円 (令和5年度～令和7年度平均)	事業活用活性化計画目標	①地域産物の販売額の増加 53,100千円 (令和5年度～令和7年度平均) ②雇用者数の増加 3人 (令和5年度～令和7年度平均) ③新商品開発 3件 (令和5年度)

計画主体 確認の日付	令和4年2月24日	農林水産省 確認の日付	令和4年2月24日
------------	-----------	-------------	-----------

1 計画全体について

番号	項目	チェック欄		判断根拠
		計画主体	農林水産省	
1-1	活性化計画の目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○	○	活性化計画目標を達成することにより、地域産物の販売額の増加【令和3年度0円→令和5年度～令和7年度平均53,100千円】を目標としており、農産物の高付加価値化及び生産者の販売力強化につながるが見込まれるため、法律及び基本方針と適合している。
	事業活用活性化計画目標及び評価指標の設定内容に対し、交付対	○	○	事業活用活性化計画目標は、農林水産物等の販売・加工促進で、

	象事業の構成が妥当なものか			評価指標は、地域産物の販売額の増加 53,100 千円、新商品の開発 3 件、雇用者数の増加 3 人であり、農山漁村定住促進対策型から設定しており、交付対象事業を農山漁村の活性化を図り地域の生産者の販売力強化を図るための農産物直売所としているため、整合が取れている。
	活性化計画の目標と事業活用活性化計画目標との整合が取れているか。	○	○	活性化計画目標については、事業を契機として地域の農産物の販売額増加を図ることとしている。 また、事業活用活性化計画目標については、農産物直売施設を整備することで農産物の販売・加工を促進し、地域産物の販売額増加及び雇用者数増加につなげるとしている。
1-2	計画主体は、改善計画期間中の活性化計画を実施中ではないか。	○	○	亀岡市が計画主体となり、改善期間中の活性化計画はない。
1-3	市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○	○	第 5 次亀岡市総合計画において「農産物直売所の支援」を活力あるにぎわいのまちづくりの具体的施策として位置付けている。
1-4	活性化計画及び事業実施計画は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	○	○	事業実施主体は地域の農家組合であり、農業関係者をはじめとした地域住民による佐伯工区直売所設立委員会を令和 2 年 4 月 6 日以降令和 3 年 8 月 16 日までに計 11 回開催し、計画を進めている。 R2. 4. 6 第 1 回委員会 9 名参加 R2. 9. 7 第 2 回委員会 9 名参加 R2. 10. 27 第 3 回委員会 9 名参加 R3. 2. 9 第 4 回委員会 9 名参加 R3. 5. 12 第 5 回委員会 5 名参加 R3. 5. 20 第 6 回委員会 5 名参加 R3. 5. 27 第 7 回委員会 5 名参加 R3. 6. 16 第 8 回委員会 9 名参加

				R3.7.8 第9回委員会 5名参加 R3.8.12 第10回委員会 5名参加 R3.8.16 第11回委員会 5名参加
	活性化計画の策定に当たり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか	○	○	事業実施主体である佐伯農家組合内の女性4名の意見や提案などを聞く機会を設けている。
1-5	事業の推進体制は確立されているか	○	○	事業の推進体制として、庁内関係課及び地域内農業者との連携のもと、事業推進を図っている。
1-6	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○	○	本事業の内容は、農産物直売所の整備であり、農産物の販売促進や近隣の観光施設来訪者の利用などによる地域の活性化を図るものとなり、活性化計画の目標である「地域産農産物の販売額増加」、また、事業活用活性化計画目標の「地域産農産物の販売額の増加」「雇用の増加」と事業内容の整合性は取れている。
	農山漁村への定住促進を事業活用活性化計画目標とする場合は、地方版総合戦略や地方人口ビジョンとの整合が取れているか	—	—	該当なし
1-7	計画期間・実施期間は適切か	○	○	活性化計画の計画期間は、令和4年度～令和6年度までの3年間、事業実施期間は令和4年度とし、評価期間は令和5年度～令和7年度とする。また、ガイドライン第四の2(4)及び実施要領第4を満たしている。
1-8	事業実施に必要な要件(許認可等)はあるか。あれば、許可を受けているか	○	○	都市計画法に基づく開発許可が必要であり、現在開発許可申請に向けた調整中である。令和4年7月末を目途に開発許可を予定している。
1-9	交付対象事業費は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か	○	○	総事業費 48,765千円 交付要望額 18,493千円 交付額算定率 50% 交付限度額 交付対象事業経費 37,998千円×交付額算定率50%=18,999千円 (内訳)

				補助額 18,493 千円 交付限度額の範囲内である。	
1-10	活性化計画区域の設定は適切か		○	○	<p>活性化計画では、亀岡中部地区を計画区域としている。 当該区域内の農林地は、全体面積の 75.2%を占める。(令和2年度)</p> <p>活性化計画区域の総面積 4,985ha 活性化計画区域内の農林地面積 3,747ha $3,747/4,985 \approx 75.2\%$</p> <p>当該区域内に、市街化区域及び用途地域は含まれない。 当該区域内における全就業者に占める農林漁業従事者の割合は約 8.7%である。(平成27年度)</p> <p>活性化計画区域の全就業者数 3,269人 活性化計画区域の農林漁業者数 286人 $286/3,269 \approx 8.7\%$</p>

2 個別事業について

番号	項目	チェック欄		判断根拠
		計画主体	農林水産省	
2-1	自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	○	今回、新規に取り組む事業である。
2-2	土木・建築構造物等の施工に当たっては、各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか	○	○	施設整備にあたっては、建築基準法等各種関係法令等に基づき、十分な安全体制を確保するとともに、設計・施工については有資格者における検査体制を確保する。
	実施要領別表2の事業メニュー欄に掲げる㉓の都市農山漁村総合交流促進施設、㉔の地域資源活用交流促進施設、㉕の地域連携販売力強化施設、㉖の農林漁業・農山漁村体験施設のうち滞在施	○	○	本施設は、実施要領別表2の事業メニュー㉕の地域連携販売力強化施設の整備である。施設は木造として基本設計をしたところである。また、できる限り内装の木質化が図られるよう、内装設計

	設、㉓の教養文化・知識習得施設、㉔の地域資源活用起業支援施設及び㉕の高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設のうち地域住民活動施設の整備については、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）その他の法令に基づく基準及び構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、木造及び内装の木質化に積極的に取り組んでいるか。			においても取り組む予定である。
	木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成 12 年建設省告示第 1460 号）等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか	○	○	施設は、建築基準法、建築基準法施行令、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件等に基づく耐力壁等の基準を満たすかたちで整備を行う。
2-3	増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、実施要領に定める基準を満たしているか	—	—	該当なし。
2-4	交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 34 号）別表等による耐用年数がおおむね 5 年以上のものであるか	○	○	交付対象となる施設は木造の建物であることから、減価償却資産の耐用年数は 22 年である。
2-5	事業による効果の発現は確実に見込まれるか			
	費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション等整備事業）費用対効果算定要領（令和 4 年〇月〇日付け 3 農振第〇〇号農林水産省農村振興局長通知）により適切に行われているか）	○	○	<p>農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）費用対効果算定要領に基づき、費用対効果を算定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年総効果額 24,110 千円 <li style="padding-left: 20px;">（内訳）農林水産物販売促進効果額 19,319 千円 <li style="padding-left: 40px;">地域資源活用効果 491 千円 <li style="padding-left: 40px;">就業機会増加効果 4,300 千円 ・総合耐用年数 22 年 ・還元率 0.069 ・妥当投資額 348,416 千円 ・投資効率 7.15
	上記の費用対効果分析による算定結果が 1.0 以上となっているか	○	○	投資効率は 7.15 となっており、1.0 以上である。

2-6	事業内容、事業実施主体等については実施要領に定める要件等を満たしているか	○	○	<p>事業メニュー：地域連携販売力強化施設（農産物直売所等）</p> <p>要件類別：農山漁村定住促進対策型</p> <p>事業：第1 農村地域等振興支援（10）農山漁村における受入機能の強化のために必要な施設等の整備</p> <p>事業要件：実施できる事業は、㊸地域連携販売力強化施設。</p> <p>実施主体：農林漁業者の組織する団体</p> <p>上記は、別表3に定める要件および基準を満たしている。</p>
2-7	個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	○	<p>事業実施主体は、農林漁業者の組織する団体であり、個人に対する交付ではない。また、目的外使用のおそれはない。</p>
2-8	施設等の利用計画が作成されているか、またその利活用の見通し等は適正か			
	地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	—	—	該当なし
	近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	○	○	<p>本市内に整備施設と同種の農産物直売所が存在する</p> <p>①「ファーマーズ・マーケットたわわ朝霧」直線距離 6.71km、車で約 20 分（事業主体 JA 京都）</p> <p>②「なごみの里あさひ農産物直売所」直線距離 6.81km、車で約 20 分（事業主体（農）旭）</p> <p>①については、本市南東部の国道 9 号線沿いにあり、本市内及び京都市方面を主なターゲットとしている。また、②については市内北東部にあり、本市内及び北部の近隣自治体を主なターゲットとしている。本施設は市内中部に位置し、市内だけでなく、大阪・神戸圏の方を主なターゲットとして想定していることから、多少の競合は生じるものの、差別化が十分に図れる。</p>
	利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	○	○	<p>当該施設は、京都縦貫自動車道亀岡 IC から 10 分以内に位置し、国道 372 号線に隣接している。そのため、利用対象者は周辺市町</p>

			をはじめ、京都・大阪・神戸の都市圏から訪れる層をターゲットにしている。また利用時期については通年営業を予定している。	
	施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	○	○	施設規模は②なごみの里あさひと同規模であり、事業実施主体の生産及び取扱数量等により算出。当該施設は、京の奥座敷として知られる湯の花温泉、秋に大きな集客力のあるコスモス園、西国三十三札所の一つ穴太寺等の観光地に程近く、これらの施設等を利用する方の来客も見込め、相乗効果を発揮すると判断している。
	ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等施設の経営戦略や運営体制が十分に検討され、その内容が利用計画に具体的に記載されているか	○	○	事業実施主体である佐伯農家組合の組合長は京都府最大規模の直売所の責任者として運営を行った実績があり、その経験及びノウハウを活用し効率的な経営に取り組む。具体的には地域の一次産品（農産物）について、特産物であるお米等を活用し、施設内の加工室において地元食材を加工し販売を行う。また、当該地区内には国指定無形民俗文化財である「佐伯灯籠」がある。「佐伯灯籠」ではとり貝寿司を用意することが地域の伝統となっていることから、季節限定でのとり貝寿司の加工・販売などにより他地域との差別化を図る。
2-9	施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	○	○	施設の事業実施主体が想定する職員に占める女性の割合は高く、施設の運営にあたり、女性の視点に立った運営がなされるよう配慮がされている。
2-10	事業費積算等は適正か			
	過大な積算としていないか	○	○	本市における他直売所整備時の事業費等を調査し積算を行っており、妥当な積算である。
	建設・整備コストの低減に努めているか	○	○	建設・整備コストの低減化については、市場価格等を十分に調査し、設計においてより低廉な資材の活用について検討する等、整備コストの低減に努めている。 また、構造計画を木造とすることで、他の構造と比較し、建物荷

				重の軽量化や基礎構造の軽減を行い、コスト低減を図っている。
	付帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）	○	○	付帯施設は、直売施設に必要不可欠なトイレ整備に係る水道工事、浄化槽設置であり、汎用性もない。
	備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）	○	○	備品は、直売所に備え付けの陳列棚及び加工用機器等を整備予定であり、汎用性の高いものではない。
2-11	整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	○	○	整備予定場所は、京都縦貫道亀岡 IC から 10 分以内であり、国道 372 号線に隣接している。そのため、京都・大阪・神戸の大都市圏からもアクセス容易で集客面から好立地と考えられる。また、農地が近傍にあるため、農業者の利便性が高く、農業者及び観光客等の利用者の両方の利用率が高まり、設置目的に合致する。
2-12	施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	○	○	用地については現在、国営緊急農地再編整備事業亀岡中部農地整備事業中に伴う換地処分手続き中である。手続終了後に所有者と賃貸借契約を締結する予定であり、所有者と調整済みである。
2-13	体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施要領に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	—	—	該当なし
2-14	交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か			
	実施要領別表 2 の（1）生産基盤及び施設の整備のうち、生産機械施設の⑬高生産性農業用機械施設等の低コスト耐候性ハウス並びに処理加工・集出荷貯蔵施設の⑰農林水産物処理加工施設及び⑱農林水産物集出荷貯蔵施設については、強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 生産第 2218 号農林水産事務次官依命通知）別記 1 のⅡのⅡ-1 の第 2 の 4 の（2）事業の交付対象上限事業費の基準に照らし適正であるか	—	—	該当なし
	整備する施設の延べ床面積の合計が 1,500 m ² 以内か（既存施設は除く）	○	○	整備する施設の延べ床面積は 181.43 m ² であり、1,500 m ² 以内である。

	施設の上限事業費は、延べ床面積 1 m ² 当たり 29 万円以内であるか。(既存施設については、1,500 m ² 以内の交付算定額となっているか)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	施設上限事業費は 181.43 m ² ×290,000 円=52,614,700 円である。当該施設に係る事業費は 33,707,410 円であり上限の範囲内である。
2-15	地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか			
	地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	活性化区域内には同規模の同種施設が存在しないことから地域内の競合はない。生産者自らが地元で取れた農産物を消費者に直接販売する等の交流の機会を設ける。また、生産者は地元の産品を出品し、消費者が地元産品を購入する等の地産地消の促進も図るため、運営開始前から広く周知を図る。当該施設への来場者が地域内の近隣観光施設等へも来場するよう連携し、地域全体の集客率向上に取り組む。
	生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	現在、当該地域の農産物を広く市外、府外の方に販売、情報発信及びPRできる施設がない。本施設を整備することにより、農産物の販売力強化になるだけでなく、情報発信やPRによるブランド化が図れることから、本施設を整備が必要である。地域の特産物であるお米等を活用した加工品、特に当該地区内にある国指定無形民俗文化財である「佐伯灯籠」でとり貝寿司を用意することが伝統となっており、季節限定でのとり貝寿司の加工・販売などによりブランド化を図る。
	1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	施設は通年営業となるため、従業員の通年雇用が図れるとともに、所得の安定が図れる。
	6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	本施設内に加工室を整備するため、地元産物を使用した6次産業化の推進に寄与できる。また、運営にあたって雇用する職員の女性割合が高く、女性の参画推進にも寄与する。

2-16	事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	○	資金調達及び償還については、事業実施主体の自己資金及び金融機関からの借入で行うこととなっており、金融機関と条件についても合意を得ており、無理の無い適正範囲である。なお、借入にあたり、交付対象施設を担保としていない。
2-17	入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	○	○	建築工事は事業実施主体による見積合わせにより実施し、競争性のあるものとする。
2-18	整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みがあるか			
	維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）	○	○	施設の維持管理については、適正に管理・運営を行う。保守管理費については、修繕費として収支計画に計上し、適切な管理を行う。
	収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が 5,000 万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	○	○	収支計画を策定し、施設の売上、原価、粗利益のほか、人件費、広告宣伝費、光熱水費等を計上している。事業費は 5,000 万円を超えていない。
2-19	他の事業との合体施策等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	—	該当なし
2-20	他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか（ある場合には、事業名を記載すること。）	—	—	該当なし
2-21	生産振興を主たる目的とする施設整備等ではないか	—	—	該当なし
2-22	他の施策（強い農業・担い手づくり総合支援交付金等）において交付対象となる施設等ではないか	—	—	該当なし
2-23	農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション等整備事業）の配分基準（令和4年〇月〇日付け〇農振第〇〇号農林水産省農村振興局長通知）別紙（以下「配分基準別紙」という。）による優先採択ポイントの加算対象となる取組があるか（ある場合は配分基準別紙における取組名を記載するとともに、その根	—	—	該当なし

	拠資料を提出すること。)			
--	--------------	--	--	--

- 注1 項目について該当がない場合はチェック欄に「-」を記入すること。
- 2 活性化計画を公表する場合、添付資料を併せて公表するものとする。
 - 3 事前点検シートについては、農林水産省で内容を確認するため、根拠となる資料も合わせて提出すること。